

通学路における合同点検結果に基づく対策の実施状況について ～通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策～

緊急対策策定の経緯

令和3年6月28日、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する痛ましい交通事故が発生したことを受けて、同月30日、第1回「交通安全対策に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）が開催され、内閣総理大臣から、「通学路の総点検を改めて行い、緊急対策を拡充・強化する」、「子供の安全を守るための万全の対策を講じる」、「飲酒運転の根絶に向けた徹底を行う」旨の指示がなされた。

第1回関係閣僚会議における内閣総理大臣指示を踏まえ、同年8月4日、第2回関係閣僚会議が開催され、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（以下「緊急対策」という。）が策定された。

通学路における合同点検結果に基づく対策の実施

緊急対策に基づき、小学校の通学路を対象に合同点検を実施し、全国で7万6,404か所の対策箇所を抽出した。抽出した対策必要箇所について、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、関係機関と連携して、通学路における交通安全の確保に取り組んできた。

令和5年4月5日、第4回関係閣僚会議が開催され、安全対策を講ずるに当たり、用地買収が必要な箇所など、一定の期間を要する箇所があることを背景として、内閣総理大臣から、「残る通学路の安全対策の取組を加速するとともに、暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路合同点検対象の全国7万6,404か所全てにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組む」旨の指示がなされ、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所については、暫定的な安全対策^{*}を講じていくこととなった。



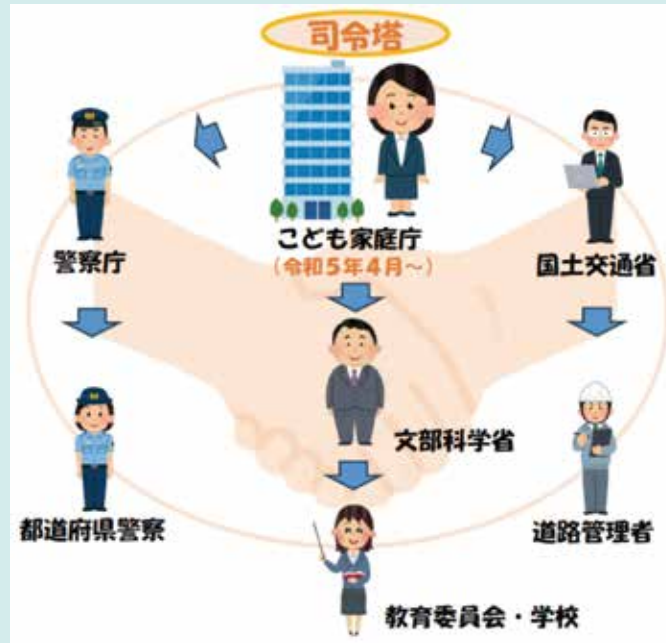
^{*}暫定的な安全対策

当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

通学路合同点検推進体制

令和5年4月、こども家庭庁が新たに設立されたことに伴い、緊急対策のうち、特に重要な通学路の合同点検については、こども家庭庁が司令塔となって、関係省庁と連携し、取組を推進していくこととなった。

<通学路合同点検推進体制>



対策の実施状況（令和5年12月末現在）

令和6年能登半島地震の甚大な影響を受けた石川県、富山県及び新潟県を除いた全国7万2,568か所の対策必要箇所に対し、6万6,203か所（91.2%）において対策が完了。暫定的な安全対策を含めると、7万1,026か所（97.9%）において対策が講じられた（令和5年12月末時点）。

	箇所数	割合	
		対策済	暫定的な安全対策を含む
対策必要箇所（全体数）	7万2,568か所	6万6,203か所	91.2%
		7万1,026か所	97.9%
教育委員会・学校による対策箇所	3万9,398か所	3万9,100か所	99.2%
		3万9,280か所	99.7%
道路管理者による対策箇所	3万7,291か所	3万1,442か所	84.3%
		3万5,902か所	96.3%
警察による対策箇所	1万6,358か所	1万6,233か所	99.2%
		1万6,251か所	99.3%

※ 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は、対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※ 石川県、富山県及び新潟県を除く。

子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

<歩道の設置>



路側帯が狭く、通行することもと車両との間に十分な間隔が確保されない



歩道の設置により、安全な歩行空間を確保

<最高速度規制・スムーズ横断歩道の設置>



生活道路だが、車両速度が速く、道路を安全に歩行・横断できない



最高速度規制引下げ、スムーズ横断歩道の設置により、車両速度を抑制し、横断歩行者等の安全を確保

<信号機の設置>



通行車両が多く、道路を安全に横断できない



信号機の設置により、道路を安全に横断できる環境を整備

<注意喚起看板の設置>



歩道の設置を計画しているが、施工の完了までに一定の期間を要する

暫定的な安全対策



暫定的に注意喚起看板を設置

本対策の詳細については、URL(内閣府ホームページ)を参照
<https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/index-w.html>

